令和6年度 法科大学院入学者選抜試験問題

憲 法 • 刑 法

- 1. 試験開始の合図があるまで、この問題用紙の中を見てはいけません。
- 2. 試験時間は、憲法、刑法の2 科目で120分です。
- 3. 試験中に問題用紙の印刷不鮮明や解答用紙の汚れ等に気付いた場合は、手を挙げて監督者に知らせてください。
- 4. 解答にあたっては、必ず黒か青のペンまたはボールペン(鉛筆は不可)を使用してください。
- 5. 解答用紙に記入するときには、下記の点に注意してください。
- (1) 受験番号・氏名を所定欄に記入してください。
- (2) 解答用紙は、憲法2 枚、刑法2 枚です。2 枚目の解答用紙にも受験番号・氏名を記入し、ホチキスは、はずさないで使用してください。
- (3) 訂正する場合は、=線で消すなどして、分かりやすく訂正してください。
- (4) 解答用紙は、折り曲げたり汚したりしないでください。
- 6. 問題用紙の余白等は適宜利用してかまいません。
- 7. 試験終了後、問題用紙は持ち帰ってください。

【憲 法】

設問 以下の問題文を読み、問1および問2に解答しなさい(80点満点、問1、問2ともに40点)。

A県では、県庁所在地であるB市を中心に、これまで多数の中小企業が立ちならんでいる工場地帯や、駅前広場に隣接する商業地域が、全国比においても活発といえるほどに、地域産業が栄えていた。

ところが、いわゆるコロナの数年間を経て、この一帯の製造業を営む企業では、外国からの原材料の輸入が遅れるとともに、専門性の高い優秀な工場労働者も、自分や家族のコロナ感染によって、国産の代替品で開発製造を続けてゆくことが困難になった。もちろん、商業地域も、人の集まりが減り、いわば開店休業に近い状態になった。

このような数年間を経て、コロナが一応収まり、外国からの観光客などで商業地域は一定の回復を迎えつつある。ところが、不況に陥った工場地帯の経営はなかなか回復せず、優秀な工場労働者をかかえる企業も、倒産や廃業に追い込まれるところが多数になってきている。

このようなA県でのコロナ後の現状は、もともと高度成長期に大きく発展したA県の産業構造が、 2千年代に入ったあとも県による補助金その他の支援により、基本的に維持されてきたことも、大 きなマイナス材料という指摘が、 A県立大学のC教授(経済分析のある分野では国際的にも評価 の高い経済学者)からも指摘されてきている。

さて、A県立大学法学部の憲法担当教授であるD教授は、ゼミ学生らとともに、A県立大学の秋の学園祭で、一般市民も聞いてくれるように大教室(1階席と2階席を含んでいる)で「憲法についての学生討論会」を開催することとし、大学からの許可も得ている。

ところが、当日のD教授による討論会の開会宣言では、「古い産業構造を県が補助金などで長引かせてきたことが、コロナ後の今日の停滞産業にある!」という大きな画像が正面のスクリーンに掲げられ、同趣旨の説明が 15 分にわたり行われた。その後の学生討論も、ほとんどが県の補助金を批判する内容であった。

会場にいるさまざまの年令の地域住民らからは、「その通りだ!」という拍手が起きる一方で、明らかに不快感を持ったらしい数名の住民は、「政治運動やめろ!」などと大声で言いつつ、その場から退出した。

たまたま2階席で見学していたA県の副知事や幹部職員らは、早々にその会場から立ち去るとともに、数日後に、A県立大学長(A学長)を県知事室に呼び、「こうしたD教授や学生の発言は、県の良い歴史を否定するのみならず、現状の県の政治情勢を批判する政治運動に他ならない。よって、この学生らは県職員としては不適切なので採用しない。また、D教授に対しては、適切な対応を求める。理論的にD教授に刺激を与えたと見うる経済学者のC教授は、今回は不問とする。」などと述べた。

そこでA学長は、D教授に対してどのような対応をすれば、県知事らも納得し、かつ憲法上の問題を生じないですむかを、A県立大学の法律顧問であるE弁護士に相談した。

- (問1) E弁護士の予想される回答を、わかりやすく解説しなさい。
- (問2) D教授からの、予想される反論を、憲法解釈を中心に、わかりやすく解説しなさい。

以 上

【刑法】

次の【事例1】・【事例2】・【事例3】について、後の問1・問2に解答しなさい。

【事例1】

- 1 甲は、自分の恋人が甲の知人Aと付き合い始め、親密の度合いを深めていくのをみるにつけ、嫉妬の思いが高じた挙句、こうなったのはAのせいだ、恋人を取り戻すにはAをなきものにするしかないと思いつめ、Aを殺害することを決意した。
- 2 そこで、甲は、少量の摂取で死に至る危険のある猛毒成分を含む農薬を手に入れ、某年3月1日 に、その農薬を日本酒に混入した上、旅行の道すがら求めたこの酒を送る旨の手紙を添え、農薬入 りの日本酒を荷造りして、宅配業者に託してA宅宛に発送した。

【事例2】(【事例1】に続き、次の事実があったとする。)

- 3 甲によって発送された日本酒は、A宅のある地域を担当する配達員乙によって配達されようとしていたが、配達途中、乙の運転する配達用小型トラックが誤って用水路に落ちる事故があり、酒びんが破損して内容物が流出したため、A宅に日本酒が届けられることはなかった。
- **問1** 【事例1】および【事例2】にかかる甲の罪責について、事実を評価しつつ論じなさい。

【事例3】(【事例1】に続き【事例2】にかえて次の事実があったとする。)

- 4 発送された毒酒は、A宅に届けられ、Aの妻Bが受領した。しかし、Aは、平素からほとんど酒を飲まない上に、届けられた毒酒のびんを外から眺めて白濁が認められたため、発酵が不完全な濁酒なのだと思い込んで、これを飲用しなかった。Bもまた、その酒に農薬が混入されているとは思わず、いつか飲むときがくるかもしれないと考えて、それを棚に置いて保管していた。
- 5 それから半年を経過した同年9月1日になり、Aの妻Bは、たまたま知人CがA宅を訪問してきた折に、Aは酒を飲まない一方、Cが大の酒好きであるところから、保管していた日本酒を飲んでもらおうと思いつき、それが猛毒の農薬入りの酒とは知らないまま、保管していた日本酒入りの酒びんをCに贈与した。
- 6 Cは、同夜、自宅に戻ってBからもらい受けた酒の一部を飲用したため、農薬服用による内因的 窒息により死亡した。
- **問2** 【事例1】および【事例3】にかかる甲の罪責について、事実を評価しつつ論じなさい。

以上